

# 「子ども福祉医療助成制度」とスポーツ振興センターについて

島原市では、令和5年10月1日から小・中学生の福祉医療費の現物給付が始まりました。

市の方から黄色の受給者証が届いていると思います。その黄色の受給者証を病院や薬局で提示すると、保険診療分に限り、1医療機関当たり、1日800円、月上限1600円が自己負担となります。

ただし、学校のケガなど、スポーツ振興センターの「災害共済給付金」を受けられるものは、スポーツ振興センター扱いとなりますので、下のフローチャートを参考にしてください。ご理解とご協力をお願いします。

学校のケガについては、養護教諭におたずねください。 ※社会体育のケガは含まれません。

学校管理下で（朝、家を出て、帰り着くまで）でケガをした

病院を受診した（受付で学校でのケガとお伝えください）

保険証を使って1,500円以上だった  
（受診代、薬代を含む）

「子ども福祉医療費助成制度」を使用せず、3割分を支払う

学校から「スポーツ振興センター」の書類を受け取り、病院等で記入してもらう

学校へ書類を提出

学校が、島原市教育委員会を経由し、スポーツ振興センターへ申請する

数か月後、負担分3割+お見舞金1割が給付される

学校から、給付のお知らせが届いたら、学校から給付金を受け取る

保険証を使い1,500円未満だった

「子ども福祉医療費助成制度」を使用し800円支払う

保険証を使って1,500円以上かかるか分からない

一旦、病院等で3割負担分を支払い、完治までに（薬代も含めて）

- ・1,500円以上になった場合は、スポーツ振興センター申請
- ・1,500円未満の場合は、後日市役所で償還払いの手続きをする

※スポーツ振興センターは、完治までに1,500円以上（受診代、薬代）かかったケガが対象となります。

また、複数月をまたがった場合、ひと月の合計が1,500円未満でも、他の月に受診して完治までに1,500円以上になった場合は対象です。

※学校のケガでスポーツ振興センター対象のケガだったが、「子ども福祉医療費助成制度」を使用した場合は、受診した病院等で払い戻しが可能な保護者の方で確認していただき、払い戻しが可能であれば、病院等で3割分を払いなおして、スポーツ振興センターの申請を行うことになります。